平成２４年（フ）第３０３３号
大阪府八尾市老原５丁目244番地
債務者　竹松　美治
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１４２号
大阪市中央区高津３丁目15番10―1104号
債務者　藤井　　剛
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１９４号
大阪市阿倍野区丸山通１丁目６番16号　松虫ハイツ303
債務者　竹谷　敏朗
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２３１号
大阪市阿倍野区北畠２丁目８番23号　田尻方、前住所大阪市西成区天神ノ森１丁目３番17号
債務者　菅　　剛大
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２５９号
大阪府東大阪市新町24番13―404号
債務者　松場　祥治
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２７０号
大阪市東住吉区中野３丁目９番23号
債務者　成瀬　正美
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３６３号
大阪府門真市栄町８番８号　アクティコート３―Ｂ号
債務者　爰地由紀子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４４２号
大阪市西区南堀江２丁目10番６号703
債務者　永尾　英也
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６８９号
大阪市西区本田１―３―３―202、住民票上の住所大阪市浪速区幸町１丁目３番29―405号
債務者　吉田　和美（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７３５号
大阪府高槻市郡家新町19番24号
債務者　上尾　知恵
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８１８号
大阪市都島区中野町１丁目６番23号　メゾンブロンネージュ203号
債務者　廣瀬恵利子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８３２号
大阪府東大阪市吉田８丁目３番15号　ハイマンション107号
債務者　坂中　直実（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８６２号
大阪府吹田市千里山西１丁目24番６号
債務者　宮内　愛子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９５０号
大阪市都島区都島南通２丁目６番22号　シャトー京橋104号
債務者　岩﨑　勝康
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６５号
大阪府藤井寺市小山１丁目２番31号
債務者　皆木ちひろ
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６６８号
堺市西区平岡町181番地10　津久野台マンション203号
債務者　戸田　裕雄
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６６９号
堺市西区平岡町181番地10　津久野台マンション203号
債務者　戸田艶子こと　戸田つや子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係